

学術指導に関する契約書

受託者国立大学法人室蘭工業大学（以下「甲」という。）と、委託者*****（以下「乙」という。）とは、甲の乙に対する学術上の指導に関し、以下の通り契約を締結する。

（定義）

第 1 条 本契約において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 学術指導 甲に属する者が、乙における事業活動の支援を目的として、その研究上の専門知識に基づいて実施する技術上の指導をいう。
- (2) 学術指導者 甲に属し、学術指導に従事する者であって、別紙 1 に記載するものをいう。

（学術指導）

第 2 条 乙は、学術指導を甲に委託し、甲は、これを受託する。

2 甲は、学術指導者をして、別紙 2 記載の指導題目について、別紙 3 記載の内容の通りの学術指導に従事させる。

（学術指導の実施期間等）

第 3 条 甲が学術指導を実施する期間並びに学術指導の回数及び学術指導 1 回当たりの時間は、別紙 4 記載の通りとする。

2 甲が学術指導を実施する場所は、別紙 5 記載の通りとする。

（学術指導料等）

第 4 条 乙は、学術指導の対価として、別紙 6 記載の学術指導料（以下「学術指導料」という。）を甲に納入する。

2 学術指導者が乙の事業所その他乙の指定する場所において学術指導に従事する場合、乙は、学術指導に伴う交通費及び宿泊費を負担し、これを直接学術指導者に納入する。

（学術指導料の納入）

第 5 条 乙は、学術指導料を甲の発する請求書により、請求書発行日の翌月末までに甲に納入しなければならない。

2 乙は、所定の納入期限までに前項の学術指導料を納入しないときは、納入期限の翌日から納入の日までの日数に応じ、その未納額に年 3% の割合で計算した延滞金を甲に納入しなければならない。

3 甲は、原則として、乙から納入された学術指導料を乙に返還しない。ただし、甲が、その責めに帰すべき事由により、学術指導の全部又は一部を提供することができなかった

ときは、この限りでない。

(知的財産権の取扱い)

第 6 条 学術指導の過程において、又は学術指導の結果として生じた知的財産権の帰属、実施その他の取扱いについては、当該知的財産権を生じた状況を勘案して甲乙協議の上これを決定する。

(秘密の保持)

第 7 条 甲及び乙は、学術指導に関し、相手方から開示若しくは提供を受け、又は自ら知り得た相手方の技術上又は営業上の情報（秘密である旨を表示したものとする。以下「秘密情報」という。）については、本契約の有効期間中及びその終了後 3 年間は、相手方の書面による事前の承諾なしに、これを第三者に開示し、又は漏洩してはならない。ただし、次の情報については、この限りでない。

- (1) 相手方から開示若しくは提供を受け、又は自ら知り得た時に、既に自己が保有していたもの
- (2) 相手方から開示若しくは提供を受け、又は自ら知り得た時に、既に公知となっていたもの
- (3) 相手方から開示若しくは提供を受け、又は自ら知り得た後に、自己の責めによらずに公知となったもの
- (4) 正当な権原を有する第三者から守秘義務を負うことなく、適法に取得したもの
- (5) 相手方から開示又は提供を受けた情報によることなく、独自に開発し、又は取得したもの

2 甲及び乙は、学術指導の目的以外の目的のために秘密情報を使用してはならない。ただし、相手方の書面による事前の承諾を得たときは、この限りでない。

(学術指導の公表)

第 8 条 甲及び乙は、学術指導実施の事実、学術指導の内容、学術指導の成果その他学術指導に関する事項を公表しようとするときは、当該公表の可否及び内容について、事前に相手方と協議しなければならない。

(免責)

第 9 条 甲は、学術指導に基づく商品の販売、役務の提供その他乙の事業活動の結果について、何ら保証せず、また、当該乙の事業活動に起因する損害について、一切責任を負わない。

(契約の解約)

第 10 条 甲及び乙は、乙が学術指導料を納入しなかった場合その他相手方が本契約に違反

した場合において、相当の期間を定めてその是正を相手方に催告し、相手方においてこれを是正しないときは、本契約を解約することができる。

- 2 乙に次の各号の一に該当する事由を生じた場合、甲は、催告その他何らの手続を要せず、本契約を解約することができる。
 - (1) 破産手続、民事再生手続、会社更生手続、特別清算手続を申立て、又はそれらの手続の申立を受けたとき
 - (2) 銀行取引停止処分を受け、又は支払停止に陥ったとき
 - (3) 差押え、仮差押え、仮処分、担保権の実行又は滞納処分を受けたとき

(反社会的勢力の排除)

第 11 条 甲及び乙（その役員又は使用人を含む。次項において同じ。）は、次の各号（以下、総称して「反社会的勢力」という。）のいずれにも該当しないことを確約する。

- 一 暴力団
- 二 暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含む。）
- 三 暴力団準構成員
- 四 暴力団関係企業
- 五 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等
- 六 その他前各号に準ずる者

2 甲及び乙は、自ら又は第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約する。

- 一 暴力的な要求行為
- 二 法的な責任を超えた不当な要求行為
- 三 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- 四 偽計を用い又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為
- 五 その他前各号に準ずる行為

3 甲及び乙は、反社会的勢力に自己の名義を利用させ、本契約を締結するものでないことを確約する。

4 甲又は乙は、相手方が前3項のいずれかに違反した場合、何らの催告をすることなく本契約を解約することができる。

5 甲又は乙は、前項の規定により本契約を解約したことにより相手方に損害が生じたとしても、何らこれを賠償又は補償することを要せず、また、かかる解約により自らに損害が生じたときは、相手方はその損害を賠償するものとする。

(契約の有効期間)

第 12 条 本契約の有効期間は、第 3 条第 1 項に規定する学術指導を実施する期間と同一の期間とする。ただし、甲乙協議の上これを延長することができる。

(契約終了後の効力)

第13条 前3条の規定により本契約が終了した場合においても、第6条から第9条までの規定は、なおその効力を有する。

(裁判管轄)

第14条 本契約について、訴訟等(民事調停を含む。)が生じたときは、被告の所在地を管轄する裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(協議)

第15条 本契約に定めのない事項又は本契約に関する疑義を生じたときは、甲乙協議の上これを定める。

本契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、甲、乙それぞれ1通を保管するものとする。

令和 年 月 日

(甲) 北海道室蘭市水元町27番1号
国立大学法人室蘭工業大学
学長 松田 瑞史 印

(乙) [住所]
[組織名]
[代表者の役職] [氏名] 印

別紙

1. 学術指導者

大学院工学研究科〇〇系領域 〇〇 〇〇〇〇

2. 学術指導の題目

3. 学術指導の内容

4. 学術指導の期間及び学術指導の回数・時間

(1) 学術指導の実施期間

乙が学術指導料を納入した日から令和 年 月 日まで

(2) 学術指導の回数・時間

□年 □月 □週 回・全 回・1回当たり 時間

5. 学術指導の場所

6. 学術指導料 金 円（消費税込み）

内訳) 直接経費 円

間接経費 円